

議案第 36 号

大口町介護保険条例の一部改正について

大口町介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和元年 5 月 13 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、低所得者の保険料軽減強化について、平成 31 年度以後においても平成 30 年度までの軽減を継続するとともに、対象者が市町村民税非課税世帯全体に拡充されることに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町介護保険条例の一部を改正する条例

大口町介護保険条例（平成12年大口町条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「1万9,400円」を「1万5,700円」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、2万5,400円とする。

5 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、3万2,700円とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の大口町介護保険条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（適用区分）

2 新条例第4条の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

大口町介護保険条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>1万5,700円</u>とする。</p> <p>4 第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、<u>同号の規定にかかわらず、2万5,400円</u>とする。</p> <p>5 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、<u>同号の規定にかかわらず、3万2,700円</u>とする。</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>1万9,400円</u>とする。</p>

改正要旨

1 改正の趣旨

平成27年4月から平成31年3月まで消費税を財源として、第1段階の方を対象に低所得者の第1号被保険者保険料軽減強化を実施してきました。

本年10月に消費税増税が予定されている平成31年度以降は、この軽減割合を拡大するとともに、市町村民税非課税世帯全体（第1段階から第3段階）が保険料軽減強化の対象となります。

※第1段階の方…介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者

- ①生活保護受給者世帯
- ②老齢福祉年金受給者で町民税世帯非課税者
- ③町民税世帯非課税者であって、前年中の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者

※第2段階の方…介護保険法施行令第39条第1項第2号に掲げる者

- ・町民税世帯非課税者であって、前年中の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の者

※第3段階の方…介護保険法施行令第39条第1項第3号に掲げる者

- ・町民税世帯非課税者であって、前年中の公的年金等の収入金額及び合計所得金額の合計額が120万円を超える者

これに伴い、この条例の一部を改正するものです。

2 改正の概要

- ・第1段階の方の保険料を19,400円から15,700円に軽減します。
- ・第2段階の方の保険料を31,500円から25,400円に軽減します。
- ・第3段階の方の保険料を33,900円から32,700円に軽減します。

3 施行期日

公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用します。